

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況、職員のサービスの状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から1時間

※市立病院の看護師などで、三交代勤務などにより職務に従事する職員もいますが、勤務時間は原則週38時間45分で勤務の割り振りをしています

(2) 年次有給休暇の取得状況（一般職）（平成24年）

総付与日数(a)	総取得日数(b)	全対象職員数(c)	平均取得日数(b)÷(c)	取得率(b)÷(a)
46,333日	14,168.9日	1,248人	11.4日	30.6%

※全対象職員とは、平成24年1月1日～12月31日の全期間を在職した職員であり、中途に採用された者や退職した者、育児休業者も含まれます

(3) 特別休暇などの状況（平成25年4月1日）

休暇の種類	付与日数・期間など	有給・無給の別
公民権の行使	必要な時間	有給
骨髄移植休暇	必要と認められる期間	有給
育児時間	1日2回、それぞれ45分	有給
生理休暇	その都度必要と認められる期間	有給
産前および産後の休業	出産の前後を通じ16週間（多胎妊娠の場合にあっては24週間）以内	有給
忌引	死亡者の区分に応じ、1～10日の範囲内	有給
結婚休暇	7日以内	有給
ボランティア休暇	5日以内	有給
夏季休暇	7月1日～9月30日の期間において5日以内	有給
子どもの看護休暇	5日以内※子が複数いる場合は6日以内	有給
介護休暇	2日以内	有給
育児参加休暇	配偶者が出産する場合、産前産後休業中に5日以内	有給
介護休暇	2週間以上24週間以内	無給
妊娠症状対応休暇	妊娠に起因する症状のため勤務が困難な場合で、1日を単位として合計10日以内	有給
短期介護休暇	配偶者または2親等以内の親族を介護する場合で、1日を単位として合計10日以内	有給

(4) 育児休業および育児部分休業の状況（平成24年度）(人)

区分	男性	女性
育児休業	2	34
育児部分休業	2	28

(5) 時間外勤務および休日勤務などの状況（平成24年度）

時間外・休日勤務総時間数	支給対象職員数	職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数
52,376時間	857人	5時間

※土曜・日曜日などに出勤し、振替休暇を取得した場合は含まれていません
※医師・看護師を除く

4 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分は、職員に一定の事由がある場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その目的は公務効率の維持と向上を図ることにあります。分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類です。懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うたことによる処分です。その目的は公務における規律と秩序を維持することにあります。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類です。

(1) 分限処分者数（平成24年度）(人)

区分	免職	休職	降任	降給	計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合		34			34
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
計		34			34

(2) 懲戒処分者数（平成24年度）(人)

区分	免職	停職	減給	戒告	計	訓告など
法令に違反した場合						
職務上の義務に違反または職務を怠った場合						
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1				1	2
計	1				1	2

※訓告などは、懲戒処分に至らない行為で、その責任を確認させ、将来を戒めるための措置です

5 職員のサービスの状況

(1) 職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たり全力で専念しなければなりません。職員が守るべき義務は次の通りです。(人)

区分	内容	違反者数
職務命令等に従う義務	職員は法令等の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない	
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の不名誉となる行為をしてはなりません	3
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません	
職務専念義務	職員は法律等に特別に定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務遂行しなければなりません	
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されています	
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています	
営利企業等の従事制限	職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければならない なお、公務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます	

(2) 職員は任命権者の承認を得て、職務専念義務を免除される場合があります(平成24年度)

区分	延べ件数	延べ人数	総時間
職員が職員の給与、勤務時間その他の勤務条件などに関して適法な交渉を行う場合	33件	181人	334時間

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修状況（平成24年度）

職員の能力向上のため、毎年研修を実施しています。

区分	延べ人数
庁内研修（能力開発研修など）	3,415人
派遣研修（市町村職員研修所など）	433人
合計	3,848人

(2) 人事評価の概要（平成24年度）

職員の職務で発揮された能力について、毎年評価を行っています。

区分	評価回数	1回
評価の回数	1回	
評価の期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日	
評価の対象人数	981人	

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、日野市職員互助会を設置し、職員の元気回復、その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の負担金などで運営されています。

また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業（医療関係など）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（人間ドック事業など）を行っており、厚生年金、国民年金、健康保険および国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

(2) 公務災害などの状況（平成24年度）

公務上、通勤途上の災害により、負傷などをした場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。適用件数については下記の通りです。

区分	地方公務員災害補償法	条例	労働者災害補償保険法
件数	16件	0件	23件

(3) 健康診断の状況（平成24年度）

職員の健康管理のため、毎年健康診断を実施しています。受診者数などについては下記の通りです。

区分	受診者数
定期健康診断（一次）	1,245人
定期健康診断（二次）	37人
消化器健診	67人
VDT従事者眼科検診	138人
B型肝炎予防接種	延べ32人
破傷風予防接種	延べ28人
健康相談	延べ35人

8 公平委員会の業務の状況（平成24年度）

職員は、懲戒その他、その意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申立てができます。また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適切な措置が取られるべきことを要求することができます。平成24年度については不利益処分の不服申立て、勤務条件に関する措置要求は、ともにありませんでした。

市民生活

■秋の市内一斉清掃

自治会、子ども会、老人会、商店会、企業、学校などに協力いただき道路や公園などの清掃を市内全域で行います。自分の住む地域の清掃活動のきっかけとして、ぜひご参加ください。

11月24日(日)午前9時～10時※雨天中止 環境保全課

■剪定枝の拠点収集（12月） 無料でお引き取りしています

ご家庭の庭木などの手入れで出た剪定枝は、剪定枝チップ化リサイクルのためなるべく拠点収集会場へお持ちください。収集日と会場は左表の通りですが、「ごみ資源分別カレンダー」にも毎月のページに掲載しています。

また、決められた日時以外に会場へ持ち込むと周辺の方の迷惑になります。必ずルールを守りましょう。

日時	9:00～11:00	13:30～15:30
5日(木)	四ツ谷下東公園	日野中央公園
6日(金)	御嶽上公園	高幡不動駅北第四駐輪場入口
11日(木)	旭が丘中央公園	リサイクル事務所
12日(木)	てっぺん山公園	さかい公園
17日(火)	日野中央公園	ハケ下公園
18日(水)	駒形公園	鳥と緑の日野センター
19日(木)	落川公園	日野台公園
23日(日)	新坂下公園	黒川地域広場
24日(火)	(通称)たぬき公園	沢田公園
25日(水)	さいかちげき公園	まつばやし地区広場

■クリーンセンターからのお知らせ

▼平成26年版「ごみ・資源分別カレンダー」を配布
平成26年版の「ごみ・資源分別カレンダー」を12月20日(金)までに各家庭に順次戸別配布しま

2世帯以上の住宅で2部以上必要な場合は、12月2日(月)以降、市役所1階市民相談窓口、七生支所、豊田駅連絡所、地域協働課(生活・保健センター内)、クリーンセンターでお受け取りください。

▼「小型家電・金属類」回収について
平成25年4月1日から小型家電リサイクル法が施行され、日野市では同法の施行と同時に「小型家電・金属類」の回収を始めました。

平成25年4～9月の回収量は、16万2千820⁺です。今後も使用済みの「小型家電・金属類」の分別収集にご理解・ご協力をお願いします。いずれも「ごみゼロ推進課」(☎581・0444)

働く

■健康課臨時職員募集

【内 容】 育休代替業務(1)保健師(または助産師)の有資格者(2)歯科衛生士の有資格者(3)各1人
【費 用】 ①1千250円②1千210円※交通費支給、有給休暇(11月29日(金)までに履歴書(写真貼付)および資格証の写しを郵送または持参(〒191-0011日野本町1-6の2生活・保健センター)内健康課(☎581・4111)
【ハローワーク八王子による巡回就労相談が始まります】
12月からの原則毎週木曜日午後1時～4時(市役所2階セーフティネットコールセンター)に就労支援ナビゲーターによる職業相談、求職活動にあたっての心構え、履歴書・職務経歴書の作成、面接の受け方など(住居・生活に困っている方などで、早

期に就職したいという意欲と能力のある方※詳細は問い合わせセンター(フライングネットコールセンター)
【地域就労面接会】
12月2日(月)午前10時～正午(セミナー)30人※事前予約制、午後1時30分～3時30分
【合同就職面接会】新町交流センター(おおむね55歳以上の方)電話(☎042・329・4524)

【市立病院正規職員募集】
試験日：12月12日(木)午前9時15分から(募集職種)：①薬剤師②診療放射線技師③昭和58年(見込)者④昭和53年4月2日以降生まれの資格取得(見込)者⑤各1人(採用日)：新卒者・4月1日、既卒者・2月1日(12月6日(金)までに申込書(市役所4階職員課、市立病院総務課)にあり※郵送可)、最終学歴の卒業(見込)証明書、成績証明書、資格証の写し(見込の方は除く)を郵送または持参(〒191-0062多摩平4の3の1市立病院総務課(☎581・2677))

税金

【固定資産税・都市計画税の適正課税にご協力を】
家屋を取り壊したり、土地の利用状況が変わった場合、固定資産税・都市計画税の額が変わります。

平成25年中に家屋を取り壊す場合や、平成25年1月1日以降に業務用(店舗、工場など)に利用している土地を居住用に変更、または居住用を業務用に変更した場合などは資産税課までご連絡ください。
【資産税課】